

基 山 町 営 住 宅 賃 貸 借 契 約 書

貸 主 基山町長

借 主

上記当事者間において下記建物につき次のとおり賃貸借契約を締結する。

記

建物の表示 基山町営 団地
第 号住宅

第1条 基山町長は、その所有に係る上記住宅を に賃貸する。

第2条 家賃は月額 円とする。ただし、法令の改正により家賃の変更を必要とするときは貸主において法令に準拠し増減することがある。

第3条 家賃の納入月日は毎月末までとしその月分を町に納入するものとする。

第4条 下記の場合は、借主は町長の承諾を得なければならない。

- (1) 指定されて借入れた住宅を他の住宅と交換するとき。
- (2) 家族以外の者を同居させるとき。
- (3) 住宅の様替又は増築するとき。
- (4) 住宅の敷地の原型を変更し又は敷地並びに住宅の一部を転貸するとき。
- (5) その他住宅及び敷地、その他共同施設の使用を減ずる行為をするとき。

第5条 賃貸借の存続期間は、 年 月 日から 年 月 日まで3か年とする。

第6条 下記の場合は、町長は住宅使用の認可を取消し住宅の明渡しをさせることができる。

- (1) 借主が本契約若しくは基山町営住宅設置及び管理条例並びに基山町営住宅設置及び管理条例施行規則に違反したとき。
- (2) 家賃を滞納したとき。
- (3) その他町長が公安上及び公益上必要と認めたとき。

第7条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、借主又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

4 連帯保証人の請求があったときは、貸主は、連帯保証人に対し、遅滞なく、家賃の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、借主の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第8条 貸主、借主ともに疑義を生じない場合は、第5条における存続期間は自動更新するものとする。

第9条 本契約以外の事項については公営住宅法並びに基山町営住宅設置及び管理条例並びに基山町営住宅設置及び管理条例施行規則の定めるところによる。

上記契約の証として2通を作成し、各自その一通を保有する。

年 月 日

貸 貸 人 基山町長 印

貸 借 人 印

連帯保証人

住 所

氏 名 印

極度額 入居時の近傍同種住宅の家賃12か月分に相当する金額